

西新井文化ホール友の会
会員規約

第1条（名称）

この会の名称は、西新井文化ホール友の会（以下「当会」という。）とします。

第2条（目的）

ギャラクシティ指定管理者みらい創造堂（以下「指定管理者」という。）が管理運営する事業を通じて芸術文化に幅広く親しみ、理解を深めることを目的とする。

第3条（会員）

1. 会員とは、指定管理者が定める「西新井文化ホール友の会」会員規約（以下「規約」という。）を承認のうえ、指定管理者に入会の申し込みをし、指定管理者が認めた方をいいます。
2. 会員が資格を有する期間（以下「会員期間」という。）は、原則申し込んだ月の翌年の同月末日までとします。

第4条（入会手続き）

友の会に入会しようとする方は、総合受付にて「友の会入会申込書」（以下「申込書」という。）を提出及び下記年会費を支払うものとします。

第5条（会費）

1. 会員は年会費 1,000 円を支払うものとします。
2. 継続を希望するときは会員期間の最終月までに年会費を支払うものとします。
3. お支払い頂いた年会費は理由の如何に問わずお返しいたしません。

第6条（会員証）

1. 会員には会員証を交付します。
2. 会員証は再発行いたしません。
3. 会員証を紛失または盗難にあった場合は、ただちに届けてください。
4. 紛失または盗難、その他の事由により会員証を他人が利用することにより生じた損害のすべては、会員が負うものとします。

第7条（特典）

1. 会員には年間4回程度指定管理者の公演情報を送付します。
2. 会員は、指定管理者の主催事業等の指定する公演に限り、2枚まで、特別料金で購入できます。

第8条（チケット）

1. 会員は、指定管理者の主催事業等、指定管理者が指定する公演のチケットを窓口で会員証を提示することにより、割引料金で購入することができます。提示せず正規料金でご購入いただいた場合、割引価格の適用は受けられません。
2. 先行発売でお求めのチケットはお席をお選びいただけません。
3. 購入したチケットは、キャンセルまたは変更はできません。
4. 指定管理者の主催事業等の公演チケットを各プレイガイドでお求めになる場合は、料金の割引はいたしません。

第9条（届け出事項の変更等）

1. 会員は、氏名、住所、電話番号等、入会時に届け出た事項に変更が生じた場合は、ただちにその内容を指定管理者に届けてください。名義変更、譲渡は承りません。
2. 前項の届け出がないことにより指定管理者からの送付書類が届かない場合は指定管理者の責は問えません。

第10条（退会）

会員が退会するときは、指定管理者に届け出をし、会員証を返却してください。
なお、会員期間中の退会であっても、お支払い済みの年会費は返還いたしません。

第11条（委任）

この規約に定めない事項について、必要があるときは指定管理者が別に定めるものとします。

1. 指定管理者は、本規約を随時変更ができるものとします。
2. 前項の場合、指定管理者は速やかに変更事項を会員に通知するものとします。

第12条（資格喪失）

会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消します。

- (1) 虚偽の申告があったとき
- (2) 代金の支払いを怠ったとき
- (3) 指定管理者が定めた規約に違反があったとき
- (4) その他、運営上に支障があるとき

第13条（個人情報の保護）

1. 指定管理者はご入会の際にご登録いただいた会員の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等の情報（以下「個人情報」という。）は、本規約に基づき適切に管理し、以下の各号に該当する場合は正当な理由のある場合を除き、秘密保持義務を課した下請け業者以外の第三者に対して開示しないものとします。
 - (1) 指定管理者が、当会の利用動向を把握する目的で収集した統計情報を、会員の特定ができない形式に加工した上で利用する場合。
 - (2) 法令に基づき行政官庁または指定機関に開示を求められた場合。
 - (3) 上記に当たらないが当会の運営上必要な場合。
2. 指定管理者は、個人情報を利用してチケットの予約、販売等に関する通知を会員に発信するものとします。
3. 会員は自己の個人情報に関して指定管理者に開示を求めること及び、開示の結果誤りがあった場合はその訂正削除を求めることができます。

〈附則〉

この規約は平成30年4月1日から適用します。